

平成24年5月14日
(2012年)

各位

吹田市総務部契約検査室長

最低制限価格の算出方法について（お知らせ）

平成24年3月5日付けの「最低制限価格の事後公表の試行実施について」においてお知らせしていましたが、**最低制限価格調整額の算出方法**に追加がありますのでお知らせします。

追加した項目は（2）**最低制限価格調整額の算出方法**の下線部分です。

内容は、当該電子入札の開札後、電子入札システムにおける入札書提出日時の入札秒数（以下、「入札秒数」という。）2桁の数値が最も小さい入札書提出業者（辞退、無効及び失格等の入札を含む。）の入札書提出日時の入札ミリ秒数（以下、「入札ミリ秒数」という。）を調整額対象数値としていますが、**対象となる最も小さい入札秒数2桁の数値が2以上ある場合は、そのうち最も小さい入札ミリ秒数を調整額対象数値とするものです。**

記

最低制限価格の算出方法

最低制限価格＝最低制限価格算出基礎額＋最低制限価格調整額＋消費税等相当額

- ※1 工事において、その算出した額が予定価格の90%の額を超える場合は、予定価格の90%の額（1万円未満切捨て）とし、予定価格の70%の額に満たない場合は、予定価格の70%の額（1万円未満切上げ）とします。
- ※2 設計・測量等の業務委託については、※1の「90%」とあるのは、地質調査業務以外の場合は「80%」と、地質調査業務の場合は「85%」とし、※1の「70%」とあるのは、地質調査業務以外の場合は「60%」と、地質調査業務の場合は「3分の2」とします。

（1）最低制限価格算出基礎額の算出方法

（算出した結果、1万円未満の端数は切捨てとします。）

① 工事

（直接工事費の額×95%＋共通仮設費の額×90%＋現場管理費の額×80%＋一般管理費等の額×30%）

ただし、発生物件評価額等がある場合は、その費用を合算します。また上限は予定価格の90%の額、下限は予定価格の70%の額とします。

② 設計・測量等の業務委託（工事監理委託を除く。）

ア 測量業務

（直接測量費の額＋測量調査費の額＋諸経費の額×40%）

イ 建築設計業務

（直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費の額×60%＋諸経費の額×60%）

ウ 土木設計業務

（直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の額×90%＋一般管理費等の額×30%）

（直接人件費の額＋直接経費の額＋技術経費の額×60%＋諸経費の額×60%）

※ 土木設計業務については、積算基準にあわせて、どちらかの算出方法で算出します。

エ 地質調査業務

（直接調査費の額＋間接調査費の額×90%＋解析等調査業務費の額×75%＋諸経費の額×40%）

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、上限は予定価格の80%の額、下限は予定価格の60%の額、地質調査業務に係る契約については、上限は予定価格の85%の額、下限は予定価格の3分の2の額とします。

(2) 最低制限価格調整額の算出方法

入札書提出日時の秒数及びミリ秒数（電子入札システムのサーバーに到達した時間）を基に次の方法により、最低制限価格調整額（以下「調整額という。」）を算出します。

- ① 当該電子入札の開札後、電子入札システムにおける入札書提出日時の入札秒数（以下、「入札秒数」という。）2桁の数値が最も小さい入札書提出業者（辞退、無効及び失格等の入札を含む。）の入札書提出日時の入札ミリ秒数（以下、「入札ミリ秒数」という。）を調整額対象数値とする。ただし、対象となる最も小さい入札秒数2桁の数値が2以上ある場合は、そのうち最も小さい入札ミリ秒数を調整額対象数値とする。
- ② 調整額対象数値の下2桁目の数値が偶数であるときは下1桁目の数値を調整額を求める係数とし、調整額対象数値の下2桁目の数値が奇数であるときは下1桁目の数値にマイナス1を乗じた数値を係数とする。
- ③ ②で求めた係数に1万円を乗じた額を調整額とする。

【例】

業者名	入札金額（税抜き、円）	入札書提出日時					
		年	月	日	時	分	秒 ミリ秒
A	27,543,000	2011	07	07	09	37	13:578
B	27,666,000	2011	07	07	10	45	24:630
C	27,452,000	2011	07	07	15	28	58:123
D	27,345,000	2011	07	08	10	13	41:384
E	27,355,000	2011	07	08	12	04	05:416
F	27,510,000	2011	07	08	16	52	05:415
G	辞退	2011	07	08	16	58	37:867

【算出方法】

- ① A業者からG業者の秒数を比較すると、「05」が最小の数値であり、F業者の「415」という入札ミリ秒数を調整額対象数値とします。（この場合、F業者とE業者の入札秒数は「05」で同じですが、入札ミリ秒数の値がF業者の方が小さいため、F業者の入札ミリ秒数である「415」を調整額対象数値とします。）
- ② 入札ミリ秒数「415」の下2桁目の数値が奇数の「5」であるので、下1桁目の数値「5」にマイナス1を乗じた数値「-5」が係数となります。
- ③ 「-5」に1万円を乗じた額「-50,000円」が調整額となります。その結果、例えば、最低制限価格算出基礎額を27,400,000円とすると、最低制限価格（税抜き）は最低制限価格算出基礎額「27,400,000円」に調整額「-50,000円」を加えた額「27,350,000円」となります。

（この場合、D業者は、入札額「27,345,000円」が最低制限価格（税抜き）を下回っているため失格となり、E業者（入札額「27,355,000円」）が、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者となるため、落札候補者となります。）